



同居者の変更について

新たな同居者がいる場合 ⇒「同居承認申請書」の提出が必要です。
収入申告係(098-951-3242)までご連絡ください。

転出、死亡等で退居者がいる場合 ⇒「同居者異動届」の提出が必要です。
収入申告係(098-951-3242)までご連絡ください。



別居扶養者の変更について

新たな扶養者がいる場合
⇒収入申告書の別居扶養者の申し出欄にご記入ください。

すでに扶養をはずれた者がいる場合
⇒収入申告書の別居扶養者の申し出欄に記載されている該当者を
二重線にて訂正してください。

控除の種類と控除額について

	控除項目		
1	親族控除	申込者以外の同居親族、別居の扶養親族	38万円×()人
2	老人扶養親族	扶養親族のうち70歳以上の人 (合計所得金額が48万円以下の人)	10万円×()人
3	特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人 (合計所得金額が48万円以下の人)	25万円×()人
4	ひとり親	現在婚姻していないまたは配偶者の生死が不明で、次の①～③の要件を満たす人 ①生計を一にする子(所得48万円以下で他者の扶養になっていない)がいること。 ②合計所得金額が500万円以下であること。 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。	35万円×()人 ※所得金額から特別控除額を控除した残額が35万円未満の場合は当該残額
	寡 婦	上記のひとり親に該当せず、事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人で、次の①、②のいずれかに該当する人。 ①夫と離婚した後婚姻していない人で、扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下の人。 ②夫と死別した後婚姻していない人または夫の生死が不明な人で、合計所得金額が500万円以下の人。	27万円×()人 ※所得金額から特別控除額を控除した残額が27万円未満の場合は当該残額
5	障がい者	申込者及び扶養親族のうちで身体障害者手帳3級～6級、又は精神障害者手帳2級・3級、療育手帳B1・B2の交付を受けている人	27万円×()人
6	特別障がい者	申込者及び扶養親族のうちで身体障害者手帳1級・2級、又は精神障害者手帳1級、療育手帳A1・A2の交付を受けている人	40万円×()人
7	特別控除	名義人及び同居親族のうちで給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する人	10万円×()人 ※所得金額が10万円未満の場合は当該所得金額

令和7年度 収入申告のしおり

那覇市営住宅に入居している方々(世帯)は、
公営住宅法や那覇市営住宅条例により、毎年
収入申告を行うことが義務付けられています。



個人の所得申告(確定申告や住民税申告)とは別の申告手続きです。必ず市営住宅課への提出が必要です。



入居中の成人者(※R7年10月1日時点で18歳以上の方)は全員が対象となります。学生であっても対象です。



収入がない世帯でも収入申告書の提出は必要です。



同封されている収入申告書をご確認いただき、必要事項のご記入と、必要書類を添えて、ご提出(郵送)してください。



期限内に収入申告書の提出がない場合や、必要書類が不足している場合は、近隣の同種の家賃(民間住宅並みの家賃)が適用されることがありますので、必ず不備がないように、申請手続きを行ってください。

収入申告スケジュール

1. 提出期間: 令和7年8月1日(金)～8月31日(日)
2. 提出方法: 郵送 * 切手の貼り忘れにご注意ください。
3. 提出書類: ①収入申告書

②必要書類

* 世帯によって変わります。

本紙内面「必要書類チェック表」にて
ご確認ください。添付漏れ注意!

収入申告お問合せ

098-951-3242

